

8 消安第 3229 号

令和 8 年 9 月 2 日

食品安全委員会

委員長 祖父江 友孝 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 8 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 83 条第 1 項の規定により読み替えて適用される同法第 14 条の 4 第 1 項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品について再審査を行うこと。

フルニキシメグルミンを有効成分とする馬の経口投与剤（バナミン ペースト）

